

復興整備計画

気仙沼市・宮城県

平成24年5月25日

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

気仙沼市の全域

2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

東日本大震災レベルの災害に対応した防災・減災のまちづくりを基本とし、以下の目標を定める。

- ① 災害に強い市民の生命及び財産を守る安全な住宅地の形成
- ② 水産業や農業等の高度化による、地域の強みを活かした産業の更なる振興
- ③ 少子高齢社会に対応するとともに、三陸沿岸道路等の広域幹線軸を活かした、持続可能な生活圏の形成
- ④ 市固有の自然や歴史資源を守り、活かした地域の再生

3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

(1) 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

津波被害を受けた市街地では、再度のレベル2津波（千年に1回程度の発生確率の最大級の津波）発生時における人命の安全性を確保するため、居住系建築物について、内陸市街地や盛土嵩上げゾーンへの集団移転を促進するとともに、商工業系建築物について、安全性に配慮したうえで現位置での再建、高度化を図る。

漁業集落では、海岸防潮堤により、レベル1津波（数十年から百数十年に1回程度の発生確率の津波）に対応するとともに、レベル2津波への対応として、農業系用地や林業系用地との調整を図りつつ、居住系建築物の内陸市街地や高台への移転を推進する。移転に伴う跡地については、漁業、観光業等の復興を図るための環境整備を行うとともに、周辺農地との一体的な利用が可能な地区については、農地としての整備に努め、農業の振興を図る。

内陸部では、農業系用地や林業系用地との調整を図りつつ、防災集団移転や災害公営住宅等の住宅用地として造成を行うことにより、住環境の整備とともに、既存農地の活用、森林の多面的機能の確保を図る。

沿岸部で津波被害を受けた農地については、農地として復旧することを基本とするうえ、ほ場整備による農地の大区画化を行い、効率的な土地利用と営農方式を導入することで、地域農業の再構築を行う。

津波浸水リスクの低い内陸部の農地については、本市農業の基幹である施設園芸・畜産の拡大を図るため、農業用施設等の整備を行うとともに、6次産業化をはじめとしたアグリビジネス推進に向けた直売施設、加工施設等の整備、生産組織の育成を行う。

(2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

- ① 商業系エリア
 - ・気仙沼地域、鹿折地域における商業系エリアでは、防潮堤の復旧、避難路の整備、津波避難ビルの整備などにより、レベル2津波発生時における人命の安全性を確保しつつ、原則として、商業の集積による賑わいの形成を図る。
- ② 産業系エリア
 - 沿岸部産業系エリア
 - ・気仙沼地域、鹿折地域、松岩・面瀬地域における沿岸部産業系エリアでは、水産業を集積するとともに、敷地の大規模化と配置転換の誘導、都市基盤施設の整備を行い、水産業の高度化を図る。
 - 内陸部産業系エリア
 - ・三陸沿岸道路の整備等にあわせて、三陸沿岸道路と国道等の交通結節点へ、産業・流通業の立地誘導を図る。
- ③ 住居系エリア

■沿岸市街地住居系エリア

- ・気仙沼地域、鹿折地域等の市街地における住居系エリアでは、原則として、土地区画整理事業等の嵩上げを伴う基盤整備事業の実施や、居住制限により、安全な住宅地の形成を図る。
- ・レベル2津波に対する安全性の確保が困難な既存の住宅地については、地元住民の意向を踏まえて、高台や内陸部への集団移転を促進することにより、新たな住宅地の形成を図る。

■漁業集落住居系エリア

- ・漁業集落部内の住居については、地元住民の意向を踏まえて、高所・高台の既存集落、その周辺の低未利用地、山林などへの集団移転を促進することにより、新たな居住地の整備を図る。
- ・大沢地区（Ⅰ地区）、舞根2地区（Ⅱ地区）、階上長磯浜地区（Ⅲ地区）、登米沢地区（Ⅳ地区）、小泉町地区（Ⅴ地区）など、津波被害が著しい地区については、建築基準法第39条による災害危険区域の指定、特定用途制限地域の指定などにより住宅用途の立地制限を行い、津波被害のおそれのない高台の既存集落周辺や幹線道路の沿道における住宅の再建、整備を促進する。

④ 緑地エリア

- ・気仙沼地域、鹿折地域、松岩・面瀬地域における防災上都市的土地利用が望ましくない区域や、当面、都市的土地利用の見込みがない区域については、津波や洪水による浸水被害への緩衝帯や、海辺の魅力を活かしたスポーツ・レクリエーション施設用地等としての活用を検討する。

⑤ 農地系エリア

■沿岸部農地系エリア

- ・沿岸部で津波被害を受けた農地（田畑約648ha）のうち、最知（34.7ha）、大谷（42.8ha）の2地区（合計77.5ha）では、農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興基盤総合整備事業）等の活用により、県と連携し、単なる原形復旧だけではなく、ほ場の整備による農地の集約化・大区画化を行い、効率的な土地利用と営農方式を導入する。その他の被災農地43箇所（約570ha）についても、災害復旧事業により、農地として復旧することを基本とする。

■内陸部農地系エリア

- ・津波浸水リスクの低い内陸部の農地である、階上地区（10.86ha）では施設園芸、本吉地区（51ha）では畜産の拡大を図るため、農業用施設等の整備を行うとともに、6次産業化の推進に向けた直売施設、加工施設等の整備を行う。

⑥ 森林エリア

- ・自然環境の保全や、森林整備・木材加工施設整備の推進に配慮し、森林の公益的機能が十分に発揮されるよう努めるとともに、林業の生産性向上を図る。

(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業		
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業	A地区	事業名称：防災集団移転促進事業（大沢地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり

		<p>実施予定期間:平成24年度～平成26年度 集団移転促進事業に関する事項:別添(別記様式)「大沢地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり ○今後、地域森林計画区域の変更に関する事項を記載予定</p>
	B地区	<p>事業名称:防災集団移転促進事業(舞根2地区) 実施主体:気仙沼市 実施区域:別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間:平成24年度～平成26年度 集団移転促進事業に関する事項:別添(別記様式)「舞根2地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり ○今後、地域森林計画区域の変更に関する事項を記載予定</p>
	C地区	<p>事業名称:防災集団移転促進事業(階上長磯浜地区) 実施主体:気仙沼市 実施区域:別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間:平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業に関する事項:別添(別記様式)「階上長磯浜地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり</p>
	D地区	<p>事業名称:防災集団移転促進事業(登米沢地区) 実施主体:気仙沼市 実施区域:別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間:平成24年度～平成26年度 集団移転促進事業に関する事項:別添(別記様式)「登米沢地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり ○今後、農業振興地域、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定</p>
	E地区	<p>事業名称:防災集団移転促進事業(小泉町地区) 実施主体:気仙沼市 実施区域:別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間:平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業に関する事項:別添(別記様式)「小泉町地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり ○今後、地域森林計画区域の変更に関する事項を記載予定</p>
(5)住宅地区改良事業		
(6)都市施設の整備に関する事業		
(7)津波防護施設の整備に関する事業		
(8)漁港漁場整備事業		
(9)保安施設事業		

(10) 液状化対策事業		
(11) 造成宅地滑動崩落対策事業		
(12) 地籍調査事業		
(13) その他施設の整備に関する事業		
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）		
平成24年度から平成27年度まで		
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）		

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）

整理番号	事業区分	図面記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- (注) 1 本様式は、法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第 50 条第 1 項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第 9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する